

「特定 DTC」情報の取扱い等に係る検証実験の進め方について（案）

中間とりまとめ後、「特定 DTC」情報の取扱い等に係る検証実験（フィージビリティスタディ）を以下の通り進めることとしてはどうか。

I. 検証実験の内容**1. 「特定 DTC」情報の提出**

国内自動車メーカーは、中間とりまとめに従って、各社の代表的な 1 型式（以下「実験型式」という。）に関し、「特定 DTC」情報を選定・提出する。

※ 海外自動車メーカーインポーターについては、特定 DTC の選定を本国で行わなければならないことから、検証実験への参加は任意とする。

【主な実施者】国内自動車メーカー

2. 「特定 DTC」情報の格納・管理

1. に基づき提出された「特定 DTC」情報を模擬データベースに格納する。

【主な実施者】国土交通省、（独）自動車技術総合機構

3. 車検場における DTC の読取と特定 DTC 情報との照合

（独）自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会は、車検場等において実験型式の車両について DTC の読取を行い、「特定 DTC」情報との照合を行う。

【主な実施者】国土交通省、（独）自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

4. 指定整備工場における検査について想定される運用面等の課題の洗い出し

指定整備工場（ディーラーを含む）における OBD 検査の運用に関し、想定される個々の課題、疑問点等をまとめる。

【主な実施者】指定自動車整備工場（ディーラーを含む。）

II. 検証実験の計画

「特定 DTC」の運用等に係る専門家 WG における検討進捗を踏まえつつ、平成 30 年春～秋にかけて可能なものから段階的に実施する。

実証実験の結果については、順次、本検討会で中間報告を行うものとする。